



亀岡市告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法及び亀岡市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和2年3月16日に到来する個人市府民税の申告期限について、その期限を同年4月16日とする。

令和2年3月12日

亀岡市長 桂川 孝裕

